

綾瀬市こども計画

(第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画含む)

令和7年度～令和11年度



綾瀬市マスコットキャラクター

あやびい

こどもや若者が健やかに生まれ育ち

地域がつながって 安心して子育てのできる まちづくり

令和7年3月
綾瀬市

1. 計画策定の背景・課題

(1) こども基本法の制定

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

従来、「児童福祉法」や「少年法」、「教育基本法」などに基づいて進められてきた、こどもに関する様々な取り組みを講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されました。

(2) こども大綱の閣議決定

こども基本法第9条には、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない」とあり、令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されました。

この大綱は、「こどもまんなか社会」を掲げ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

(3) 止まらない少子化 - 少子化社会対策基本法

わが国における出生数は減少傾向で推移しています。人口構成の長期的展望では、若年人口が減少していく中、現在家庭を持っている若者でも、こどもを生み育てることに不安を持っており、出生率が低下しています。その背景には、経済的な不安、仕事と家庭や子育てとの両立が難しい、家庭内で男女が共に子育てができるようにするための取り組みが進んでいないことなどが挙げられ、いずれも社会全体で取り組まないと解決が難しい問題となっています。

(4) 生きづらさを抱える若者 - 子ども・若者育成支援推進法

10代の小中高生別にみた自殺者数はコロナ禍であった令和2年以降増加傾向が著しくなっています。要因の上位3位は、「学校問題」、「健康問題」、「家庭問題」であり、いじめなどの集団における生きづらさ、病気や障がいを抱える若者と家族、親からの虐待などの問題が見えてきます。また、こどもに対する性教育、こどもの性被害の防止等の社会教育の重要性や近年社会問題として表面化しているヤングケアラーも課題となっています。

(5) こどもの貧困率 11.5%、ひとり親世帯の貧困率 44.5%

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 ・ ・ ・

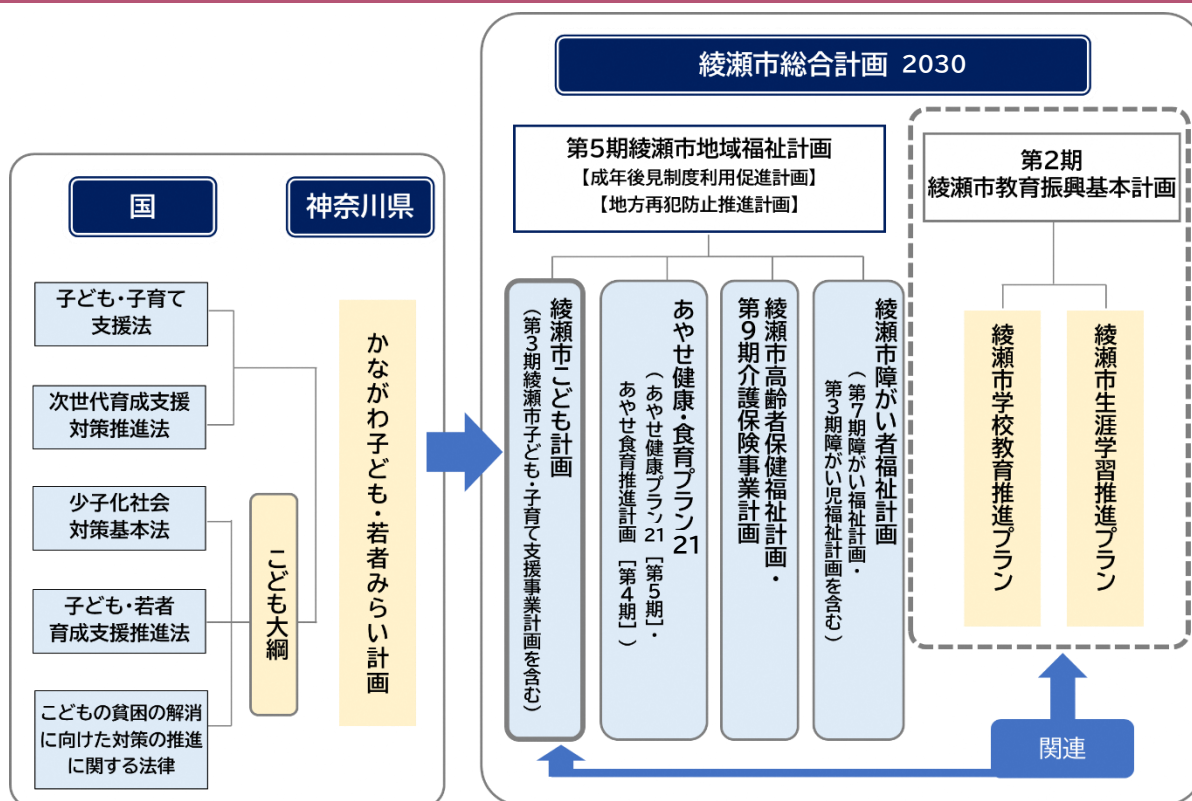
貧困で教育を十分受けられなかったこども達は、大きくなっても望む仕事に就けなかったり、必要な収入を得られなくなったりする可能性があります。また、貧困の連鎖は当事者ばかりでなく社会全体の損失になるため、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、社会全体で取り組まなくてはならない課題です。

2. 計画の策定の趣旨

これまで、本市においては、令和2年 3 月に策定した「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもが健やかに生まれ育ち 安心して子育てのできる まちづくり」を基本理念に子育て支援を総合的に進めてきました。

この度、「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えること、「こども計画」の策定が努力義務化されたこと、また、「子どもの貧困対策推進計画」や「子ども・子育て支援事業計画」など各種計画について一体的策定ができると示されたことから、「こども大綱」のもと、神奈川県の子ども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」の内容を勘案し、こどもに関する総合的な計画として「綾瀬市こども計画」を策定し、引き続き、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

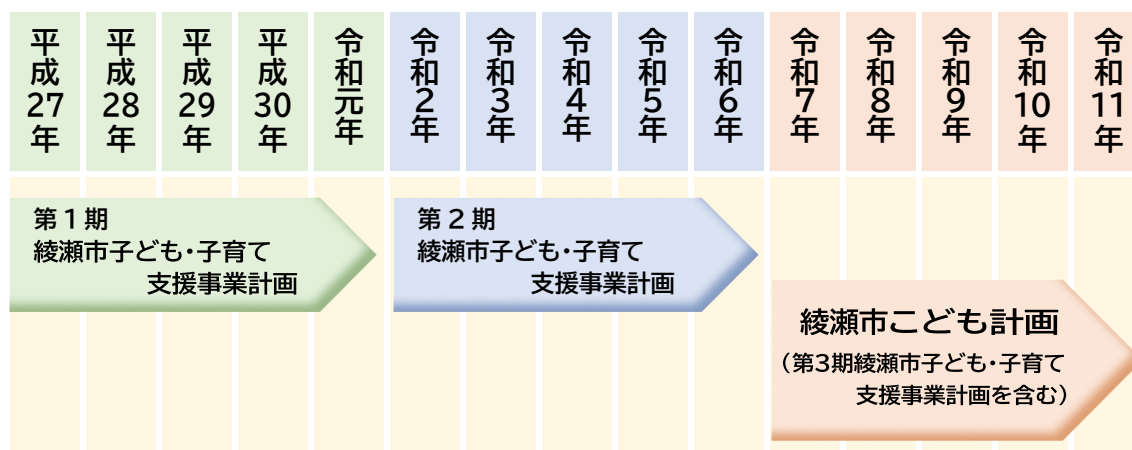
3. 計画の位置づけ



※関連する計画については、代表的なものを示しています。

4. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間を1期とした事業計画を定めるものとされていること、こども大綱は策定からおおむね5年後に見直すとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。



5. 計画の対象

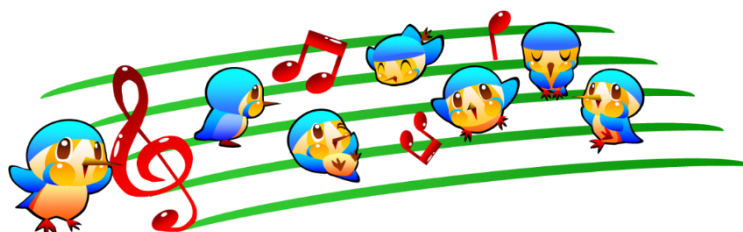
本計画の主な対象者は、次のとおりです。

- (1) こども基本法において「心身の発達の過程にある者」と定義されている「こども」
- (2) 20代、30代を中心とする若い世代（年齢の線引きは無い）である「若者」
- (3) こどもを養育している者など「子育て当事者」
- (4) こども・若者に関わり得る全てのおとな

6. 基本理念

本計画では、こども大綱に掲げられている「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）の実現を目指し、これからの綾瀬市を支えるこども達の成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

**こどもや若者が健やかに生まれ育ち
地域がつながって 安心して子育てのできる まちづくり**



7. こども・若者、保護者の方からの意見

- みなさんからいただいた意見の一部です

児童館のこども達から

- 将来の夢を話してくれました
 - ・将来は宇宙飛行士になりたい
 - ・あんていしたせいかつをすること 他
- ほしいと思う場所を話してくれました
 - ・ボール遊びができる公園
 - ・夏休みや雨の日に1日遊べる場所 他
- 大人になる不安も話してくれました
 - ・将来生活をしていくお金がちゃんと稼げるかちょっと心配 他

子育て支援センターの利用者及び Web アンケートから

- 子育てしていて感じること
 - ・小さい子と一緒に出かけられる商業施設やオムツをしていても入れるプール等、こどもを遊ばせる場所がもっとあるといいと思う
 - ・共働きだから、預ける場所が充実していると助かる
 - ・経済的負担があるのでいろいろ支援してもらいたい
 - ・図書館や学童以外にこども達が1日居られる居場所がほしい
 - ・土日や夏休みの預かりやこどもの送り迎えの問題などの課題がある
 - ・綾瀬市は治安がよくて過ごしやすい 他
- 安心安全なまちづくり
 - ・狭い道路が多いから歩道の整備をしてほしい 他

8. 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

こどもや若者が健やかに生まれ育ち 地域がつながって
安心して子育てのできる まちづくり

1 子育てと仕事の両立支援

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 放課後児童の健全育成
- (3) 子育てしやすい就労環境づくり

2 子育てが楽しめる環境づくり

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 子育ての相談・情報提供体制の充実
- (3) 外国籍家庭への支援・配慮
- (4) 母子保健・医療体制・医療支援の充実
- (5) こども・若者が安全で安心に過ごせる環境づくり

3 個性と創造性を育む教育の充実

- (1) 家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実
- (2) 豊かな体験活動の充実
- (3) こども・若者を健やかに育む地域活動の推進

4 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭などの自立支援の推進
- (3) 障がいのあるこども・若者への支援の充実

5 こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (4) 経済的支援

6 青少年の育成・支援に向けた体制等の整備

- (1) 全てのこども・若者の健やかな育成
- (2) 困難を有するこども・若者やその家庭の支援
- (3) 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援
- (4) こども・若者の成長のための社会環境の整備
- (5) こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

7 こども・若者と家庭についての意識改革

- (1) こども・若者の人権の尊重
- (2) 家族で協力する家事や育児への理解・意識づくり

9. 施策の展開



基本目標 1

子育てと仕事の両立支援

多様な保育サービスへのニーズや国の示す「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活を調和させながら、キャリアを諦めることなく、希望と意欲に応じて活躍することができる社会の実現に向けて取り組みます。



基本目標 2

子育てが楽しめる環境づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て世帯が孤立することがないように、家庭環境などの変化により多様化する相談に応え、誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期にわたるまでライフステージに応じた切れ目のない支援により、子育て当事者の不安が軽減され、こどもに向き合えるようにすることで、こどもや若者の健やかな成長につながるよう取り組みを進めるとともに、外国籍の子育て世帯に対してもやさしい日本語や通訳サービスなどを活用した支援を行います。

また、安全な道路環境や防犯対策といった観点からも、子育てしやすく安心して外出できるまちづくりや、こどもや若者の居場所づくりにも取り組みます。



基本目標 3

個性と創造性を育む教育の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごしますが、育ちの環境は多様です。このことから、家庭教育や親の教育力の向上を図るとともに、就学前教育の充実を図ります。

就学後は、豊かな心と自ら学ぶ力を持ち、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成を目指した教育を推進します。

さらに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携し、自然とのふれあいの場やさまざまな体験の機会などを提供することで、豊かな人間性の醸成につなげます。



基本目標 4

要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

こども家庭センターが、地域の保育所、学校や支援の担い手を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって子育て当事者を継続的に支え、虐待予防の取り組みを強化していく体制を推進します。

また、ひとり親家庭などが抱える様々な課題や個別のニーズに対応するとともに、障がいのある児童等、特別な配慮が必要なこどもや保護者に加え、昨今、社会問題として表面化してきたヤングケアラーなどを対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性や置かれている状況に合わせた継続的な支援の充実に取り組みます。



基本目標 5

こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康の問題や学習・進学・部活動の機会を得られない問題など、あらゆる選択肢や機会が奪われた状況に置かれ、社会的孤立につながる深刻な課題です。こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

このため、今回の策定では、新たに「こどもの貧困対策」を基本目標に位置付けるとともに、「生活困窮家庭」の「こどもの貧困」や「経済的貧困」にとどまらず、新たな視点として「精神的な貧困」の問題にも触れ、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や教育の支援など、困難を抱える家庭への支援に積極的に取り組みます。



基本目標 6

青少年の育成・支援に向けた体制等の整備

綾瀬市青少年育成・支援指針で定めた5つの基本方針を本計画の基本施策として、青少年育成・支援組織や支援者とのネットワークの強化と、「社会全体で青少年を守り育てる」活動を展開できる組織体制を整備します。



基本目標 7

こども・若者と家庭についての意識改革

こどもの権利条約やこども基本法の理念にある、こどもや若者が意見を表明する権利を尊重し、その意見を施策に活かすとともに、こどもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行います。

また、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を実現するため、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力し、こどもの成長に応じた適切な支援が受けられる環境の整備に取り組みます。

10. 幼児期の学校教育・保育の見込みと提供体制の確保

(1) 保育所

	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳児	量の見込み(A)	84 人	87 人	89 人	89 人	89 人
	確 保 方 策					
	保 育 所	87 人	87 人	77 人	74 人	74 人
	認 定 こ ど も 園	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
	小規模保育事業	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
	合計(B)	105 人	105 人	95 人	92 人	92 人
	(B)－(A)	21 人	18 人	6 人	3 人	3 人
1 歳児	量の見込み(A)	250 人	252 人	253 人	255 人	256 人
	確 保 方 策					
	保 育 所	149 人	149 人	159 人	162 人	162 人
	認 定 こ ど も 園	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
	小規模保育事業	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	企業主導型(地域枠)	18 人	18 人	22 人	24 人	24 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	20 人	20 人	20 人	30 人	30 人
	合計(B)	227 人	227 人	241 人	256 人	256 人
	(B)－(A)	△23 人	△25 人	△12 人	1 人	0 人
2 歳児	量の見込み(A)	246 人	246 人	247 人	247 人	248 人
	確 保 方 策					
	保 育 所	168 人	168 人	168 人	168 人	168 人
	認 定 こ ど も 園	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	小規模保育事業	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	企業主導型(地域枠)	18 人	18 人	14 人	12 人	12 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	35 人	35 人	35 人	25 人	25 人
	合計(B)	265 人	265 人	261 人	249 人	249 人
	(B)－(A)	19 人	19 人	14 人	2 人	1 人
3～5 歳児	量の見込み(A)	715 人	708 人	691 人	658 人	635 人
	確 保 方 策					
	保 育 所	557 人	557 人	557 人	557 人	557 人
	認 定 こ ど も 園	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
	企業主導型(地域枠)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	合計(B)	677 人	677 人	677 人	677 人	677 人
	(B)－(A)	△38 人	△31 人	△14 人	19 人	42 人
0～5歳児	量の見込み(A)	1,295 人	1,293 人	1,280 人	1,249 人	1,228 人
	確 保 方 策					
	保 育 所	961 人	961 人	961 人	961 人	961 人
	認 定 こ ど も 園	125 人	125 人	125 人	125 人	125 人
	小規模保育事業	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
	企業主導型(地域枠)	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
	合計(B)	1,274 人	1,274 人	1,274 人	1,274 人	1,274 人
	(B)－(A)	△21 人	△19 人	△6 人	25 人	46 人

	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2 歳の 保育利用率	推 計 人 口	1,505 人	1,455 人	1,449 人	1,455 人	1,468 人
	確 保 方 策	597 人	597 人	597 人	597 人	597 人
	保 育 利 用 率	39.7%	41.0%	41.2%	41.0%	40.7%
3～5 歳の 保育利用率	推 計 人 口	1,815 人	1,799 人	1,755 人	1,670 人	1,613 人
	確 保 方 策	677 人	677 人	677 人	677 人	677 人
	保 育 利 用 率	37.3%	37.6%	38.6%	40.5%	42.0%

(2) 幼稚園

	区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5 歳	量の 見込み	1 号認定	799 人	758 人	721 人	687 人	647 人
		2 号認定	231 人	232 人	233 人	234 人	235 人
		合計(A)	1,030 人	990 人	954 人	921 人	892 人
	確 保 方 策	施設型給付幼稚園	270 人	270 人	270 人	270 人	270 人
		認定こども園	271 人	271 人	271 人	271 人	271 人
		私学助成を受ける幼稚園	1,105 人	1,105 人	1,105 人	1,105 人	1,105 人
		合計(B)	1,646 人	1,646 人	1,646 人	1,646 人	1,646 人
	(B)－(A)		616 人	656 人	692 人	725 人	754 人

※認定区分
 1号認定:こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合
 利用先:認定こども園(教育認定枠)、新制度に移行する私立幼稚園
 2号認定:こどもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
 利用先:保育所、認定こども園(保育認定枠)
 3号認定:こどもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
 利用先:保育所、認定こども園(保育認定枠)、小規模保育事業など

(3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外(延長) 保育事業	量の見込み(A)	450人	452人	454人	457人	459人
	確保方策(B)	450人	452人	454人	457人	459人
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童 健全育成事業	量の見込み(A)	772人	782人	785人	794人	811人
	確保方策(B)	853人	853人	853人	853人	853人
	(B)－(A)	81人	71人	68人	59人	42人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み(A)	16人	48人	100人	100人	100人
	確保方策(B)	208人	208人	208人	208人	208人
	(B)－(A)	192人	160人	108人	108人	108人
地域子育て支援 拠点事業 (子育て支援センター)	量の見込み(A)	15,300人	15,800人	16,500人	17,200人	17,800人
	確保方策(B)	15,300人 (3か所)	15,300人 (3か所)	16,500人 (3か所)	17,200人 (3か所)	17,800人 (3か所)
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
幼稚園一時預かり事業 (1号認定による利用)	量の見込み(A)	21,158人	21,596人	22,033人	22,470人	22,907人
	確保方策(B)	21,158人	21,596人	22,033人	22,470人	22,907人
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
幼稚園一時預かり事業 (2号認定による利用)	量の見込み(A)	6,267人	6,396人	6,526人	6,655人	6,785人
	確保方策(B)	6,267人	6,396人	6,526人	6,655人	6,785人
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
保育所一時預かり事業	量の見込み(A)	5,669人	5,562人	5,457人	5,355人	5,254人
	確保方策(B)	5,669人	5,562人	5,457人	5,355人	5,254人
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
病児保育事業	量の見込み(A)	198人	234人	271人	307人	344人
	確保方策(B)	726人	723人	729人	726人	732人
	(B)－(A)	528人	489人	458人	419人	388人

事業名		区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て援助活動 支援事業 (ファミリーサポートセンター)		量の見込み(A)	1,053 人	1,126 人	1,207 人	1,295 人	1,376 人
		確 保 方 策 (B)	1,053 人	1,126 人	1,207 人	1,295 人	1,376 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利用者支援事業（実施か所数）	①特定型	量の見込み(A)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		確 保 方 策 (B)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		(B)－(A)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	②こども家庭 センター型	量の見込み(A)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		確 保 方 策 (B)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		(B)－(A)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	③地域子育て 相談機関	量の見込み(A)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
		確 保 方 策 (B)	3 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
		(B)－(A)	△2 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
妊婦に対する健康診査		量の見込み(A)	464 人	458 人	439 人	422 人	407 人
		確 保 方 策 (B)	464 人	458 人	439 人	422 人	407 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
乳児家庭全戸 訪問事業		量の見込み(A)	464 人	458 人	439 人	422 人	407 人
		確 保 方 策 (B)	464 人	458 人	439 人	422 人	407 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
養育支援訪問事業		量の見込み(A)	113 人	120 人	128 人	135 人	142 人
		確 保 方 策 (B)	113 人	120 人	128 人	135 人	142 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実費徴収に係る 補足給付事業		量の見込み(A)	143 人	150 人	158 人	165 人	173 人
		確 保 方 策 (B)	143 人	150 人	158 人	165 人	173 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
妊婦のための支援 給付・妊婦等 包括相談支援事業		量の見込み(A)	1,389 回	1,389 回	1,395 回	1,407 回	1,425 回
		確 保 方 策 (B)	1,389 回	1,389 回	1,395 回	1,407 回	1,425 回
		(B)－(A)	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
こども誰でも通園制度		量の見込み(A)	0 人	12 人	24 人	40 人	40 人
		確 保 方 策 (B)	0 人	12 人	24 人	40 人	40 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
産後ケア事業 (延べ人数)		量の見込み(A)	173 人日	173 人日	174 人日	175 人日	177 人日
		確 保 方 策 (B)	173 人日	173 人日	174 人日	175 人日	177 人日
		(B)－(A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
子育て世帯訪問 支援事業 (延べ人数)		量の見込み(A)	136 人日	133 人日	130 人日	128 人日	124 人日
		確 保 方 策 (B)	136 人日	133 人日	130 人日	128 人日	124 人日
		(B)－(A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
児童育成支援 拠点事業		量の見込み(A)	106 人	104 人	102 人	100 人	97 人
		確 保 方 策 (B)	0 人	0 人	0 人	0 人	20 人
		(B)－(A)	△ 106 人	△ 104 人	△ 102 人	△ 100 人	△ 77 人
親子関係形成 支援事業		量の見込み(A)	56 人	55 人	54 人	52 人	51 人
		確 保 方 策 (B)	56 人	55 人	54 人	52 人	51 人
		(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

1 1. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進に向けて

綾瀬市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画など既存の各法令に基づく計画を一体的に策定しており、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものです。

このため、計画の推進にあたっては、行政だけではなく、子育て当事者やこども・若者など市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担うこどもの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

- (1) 市民や関係団体などとの連携
- (2) 地域の人材の確保と連携
- (3) 市民・企業などの参加・参画の推進
- (4) 子ども・子育て会議
- (5) 庁内推進体制
- (6) 国・県などとの連携

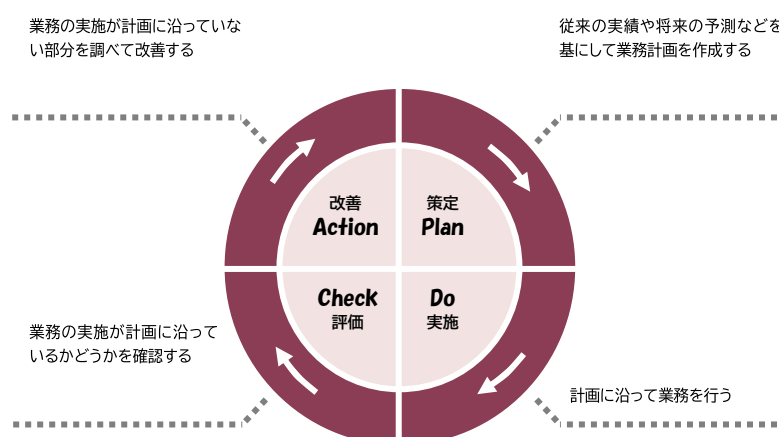
(2) 計画の推進体制と進捗管理制

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進捗管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「綾瀬市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和 9 年度)を目安として、計画の見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



綾瀬市こども計画 概要版

(第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画含む)

発行日 令和7年3月

発行者 綾瀬市

健康こども部こども未来課

綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111(代表)